三重県山岳・スポーツクライミング連盟

規約・規定・様式集 (2021年5月1日現在)

	【規約】	
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-A001】REV15 2021/5/1	規約 【規定】 ————————————————————————————————————	…P1∼P7
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B001】REV2 2019/6/26	個人登録会員規定	…P8∼P9
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B002】REV1 2019/6/26	名誉役員規定	…P10
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B004】REV1 2019/6/26	費用弁償規定	P11
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B005】REV2 2019/6/26	登山部指導委員会規定	…P12∼P13
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B006】REV6 2019/6/26	山岳指導員規定	…P14∼P16
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B007】REV1 2019/6/26	競技部規定	…P17∼P18
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 【MMSCA-B011】REVO 2021/12/1		…P19~P20
	【様式】————	
様式1. 三重県山岳・スポーツクライミン 【MMSCA-C001】REV1 2019/6/26	グ連盟 加盟申請書	…P21∼P22
様式2. 三重県山岳・スポーツクライミン 【MMSCA-C002】REV1 2019/6/26	グ連盟 個人登録申請書	⋯ P23
様式4. 費用精算書 【MMSCA-C004】REV1 2019/6/26		P24
LIMINOON GOOTAINEVI 2010/ 0/ 20		
改定履歴		…P25~P26



三重県山岳・スポーツクライミング連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟と称する。

第2条 (構成)

本連盟は、三重県内の登山団体、スポーツクライミング団体と競技者で、本連盟の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て加盟した団体および個人で構成する。

三重県高等学校体育連盟登山専門部を、本連盟加盟団体とする。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本連盟は、三重県下の山岳会を統括する団体として、加盟団体相互の連携をはかり、登山技術の研究研鑽に努めて、安全で環境に配慮した登山文化の健全な発展、山岳スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 山岳および登山に関する知識と技術の研究および、その普及
- 2) スポーツクライミングおよび山岳競技(山岳スポーツ)に関する競技力向上および、その普及
- 3) 山岳遭難事故の予防と対策
- 4) 登山を通じた自然愛護精神の啓発
- 5) 関係諸団体、諸機関との連携
- 6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 総 会

第5条 (総会の決議事項)

総会に付議すべき事項および、決議事項は次による。

- 1) 事業報告並びに事業計画の承認
- 2) 決算および予算の承認
- 3) 役員改選、並びに監事の承認
- 4) 規約の改正
- 5) その他重要な事項の決定
- 2 総会は議長、司会、書記、議事録署名者を予め決めて開催する。

第6条 (総会の招集・定足数)

総会の招集は、予め会議に付議する事項を提示して招集する。

総会は年1回以上定時に開催し、招集は会長が行う。

理事会もしくは、全代議員数の6分の1以上から、会議の目的を明示して請求があった場合は、会長は遅滞なく臨時に総会を開催しなければならない。

総会は、全代議員数の2分の1以上の出席(委任状、代理人を含む)が無ければ開催することは出来ない。

本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、理事、部選任理事、委員会選任理事は、代議員の員数に加えることが出来る。

総会に出席できない代議員は、その加盟団体員から代理を出席させることが出来る。

第7条 (総会の決議)

- 1 総会の決議は、出席代議員の過半数で決議し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2 本連盟規約の改正は、総会において行い、出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 本連盟が他の団体と連合する場合および、他の団体に加入する場合は、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8条 (代議員の選任)

1 代議員は加盟団体長が選任した者とする。

(員数:代議員は加盟団体登録会員数30名ごとに1名とし、端数は切り上げる。)

(後任:代議員が他の役員に就任した場合、加盟団体は後任の代議員を選任する。)

2 加盟団体が選任する代議員数算出の根拠となる登録会員数は、年度当初の登録会員数による。

第9条 (代議員の職務)

代議員は総会の決議が必要な事項を審議決定する。

代議員は、本連盟の運営に対し、意見を述べることが出来る。

第10条 (代議員の任期)

- 1) 代議員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。
- 2) 代議員に欠員が生じたときは、補欠を行うこととする。
- 3) 補欠の任期は前任者の残任期間とする。
- 4) 代議員は任期満了後も、後任者が就任するまでの間その職務を遂行する。

第4章 役 員

第11条 (役員)

本連盟に次の役員を置く。

1)会長1名2)副会長若干名3)理事長1名

4)副理事長若干名5)部長定足数6)理事定足数7)部選任理事、委員会選任理事定足数8)監事2名

第12条 (名誉役員)

- 1 本連盟の運営と目的達成に著しく功績があった者を、名誉役員として顕彰することが出来る。
- 2 名誉役員規定を別に定める。

第13条 (役員の選任)

会長、副会長、監事は、理事会において推薦し、総会の決議によって選任する。

理事長、副理事長、部長は、理事会において選任する。

理事は加盟団体長が選任した者とする。

(員数:理事は加盟団体登録会員数30名ごとに1名とし、端数は切り上げる。)

(後任:理事が他の役員に就任した場合、加盟団体は後任の理事を選任する。

部選任理事、委員会選任理事、専門部長は、それぞれ所属する部および委員会が推薦し、理事会 が承認する。

2 加盟団体が選任する、理事数算出の根拠となる登録会員数は、年度当初の登録会員数による。

第14条 (職務)

会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

理事長は、本連盟の運営を統括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

理事は、本連盟の運営に当たるほか、理事会の決議が必要な事項を審議決定する。

専門部長は、専門部を統括する

部選任理事、委員会選任理事は、分担する職務を統括し、その運営に必要な事項を決定する。

監事は、本連盟の運営、事業、経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第15条 (任期)

- 1) 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じたときは、補欠を行うこととする。
- 3) 補欠の任期は前任者の残任期間とする。
- 4) 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでの間その職務を遂行する

第5章 組織

第16条 (組織)

本連盟は、職務遂行のために必要な組織を、理事会の元に置く。
部は、総務部、登山部、競技部、および臨時に設ける特別部とする。

部は、専門委員会を置いてその職務を分担することが出来る。

委員会は委員長、副委員長、委員で構成し、必要な場合は専門部長、および会計を置くことが出来 る。

本連盟の組織は公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下、JMSCA と略称する)の 組織に準ずる。

2 委員会運営に必要な規定、細則は、別に定める。

第17条 (事務局)

本連盟はその職務を遂行するために、三重県内の理事会が認める場所に事務局を置く。事務局の構成は次による。

1)事務局長1名2)運営担当事務局員若干名3)事業担当事務局員若干名4)経理担当事務局員1名

- 4) 性理担当事務周員 1石 2 事務局長は総務部長がその任に当たる。
- 3 各職務を担当する事務局員は事務局長が任命する。

第6章 理事会

第18条 (理事会の決議事項)

理事会は議長を定めて開催し、議長は理事長が委嘱する。

理事会は、予めその付議する事項を明示して開催する。但し緊急を要する場合は、その内容を通知して開催する。

理事会は、総会の決議を必要としない事項を決議し、総会に提起する事項を決定する。

理事会の審議事項、決議事項は、報告書に記載する。

2 本連盟規約の運用に必要な細則、規定は、理事会において定め、総会に報告する。

第19条 (理事会の招集・定足数)

理事会の招集は、必要に応じて理事長が行う。

理事の5分の1以上から、会議の目的を明示して請求があった場合は、理事長は遅滞なく臨時に理 事会を開催しなければならない。

理事会は、全理事数の2分の1以上の出席(委任状、代理人を含む)が無ければ開催することは出来ない。

本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の員数に加える。

理事会に出席できない理事および部選任理事、委員会選任理事は、その加盟団体員もしくは選任 部、選任委員会から代理を出席させることが出来る。

第20条 (理事会の決議)

理事会の決議は、出席理事の過半数で決議し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第7章 臨時委員会

第21条 (臨時委員会)

本連盟の運営事項の審議に必要と理事会が認めた場合は、臨時に委員会を設けることが出来る。 委員会の構成は、本連盟役員の中から理事会で決定する。ただし、審議内容に必要と認められる 場合は、本連盟役員以外のものを加えることが出来る。

委員会の審議決定事項は、理事会に報告して承認を得る。

第8章 加閉・登録

第22条 (加盟)

本連盟に加盟しようとする団体は、団体代表者が記名押印した「三重県山岳・スポーツクライミング連盟加盟申請書」2通を三重県山岳・スポーツクライミング連盟会長宛に提出すること。

- 2 上記の申し込みを受けた場合は、理事会で加盟の適否を審議し、書面で回答する。
- 3 理事会の承認を受けた新規加盟団体は、会の所在、会長、理事、代議員を記載した「加盟団体年次登録用紙」と「登録会員一覧表」に、団体加盟金、加盟団体年会費、個人登録料、を添えて事務局に提出するものとする。

第23条 (脱退)

本連盟を脱退しようとする加盟団体は、その理由を記載した脱退届を理事会に提出し、承認を得るものとする。

第24条 (休会、復帰)

本連盟を休会しようとする加盟団体は、その理由、休会の期間を明記した、加盟団体長名の書面を理事会に提出し、承認を得なければならない。

休会中の加盟団体が復帰する場合は、復帰する期日を期した加盟団体長名の書面に加え、「加盟団体年次登録用紙」、「登録会員一覧表」を添えて、理事会に提出し、承認を得なければならない。 休会期間は5年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、理事会の承認を得て期間を延長することが出来る。

第25条 (除名)

本連盟の加盟団体とその会員で、次の各号に該当するものは、総会の決議を経て除名できる。

- 1) 本連盟の規約に著しく逸脱した場合。
- 2) 本連盟の名誉を著しく毀損した場合。

第26条 (加盟団体の年次登録)

加盟団体は、会長、会の所在地、会の連絡先、加盟団体選出理事、加盟団体選出代議員、会員数を記載した「年次登録用紙」を、毎年3月15日までに提出するものとする。

加盟団体は所属する会員の名簿を、毎年4月末日までに提出するものとする。

第27条 (会員の登録)

本連盟および JMSCA に登録しようとする者は、本連盟加盟団体を通じて行うものとする。

- 2 本連盟に個人で登録を希望する者は、事務局を通じて行うものとする。
- 3 三重県高等学校体育連盟登山専門部に所属する部員の、本連盟への登録は、三重県高等学校 体育連盟登山専門部に委嘱する。

第9章 会 計

第28条 (経費の支弁)

本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1) 団体加盟金、加盟団体年会費、個人登録料
- 2) 事業収入
- 3) 寄付金
- 4) その他の収入
- 2 本連盟が開催する事業、および本連盟が認めた行事に出席する者の、費用弁償規定を別に定める。

第29条 (加盟金・会費・登録料・納付期限)

1) 団体加盟金

2) 加盟団体年会費

3) 加盟団体年会費(高体連登山部)

4) 個人登録料

5) 個人登録料(高体連登山部)

6) 個人登録料(大学および短期大学)

5,000円(団体加盟時

10,000円(1加盟団体/1カ年)

10,000円(1高等学校/1カ年)

1,000円(登録会員1名/1カ年)

無料

無料

年会費、個人登録料の納付は、毎年5月末日までとする。

第30条 (財務・経理)

本連盟の財務は、財務委員会が統括する。

財務委員会は、本連盟の資産、予算、決算、財務状況の推移を適正に管理する。

本連盟の経理は、事務局の経理担当が行う。

事務局の経理担当は、資産運用の任に当たるほか、月毎の状況をまとめて財務委員会に報告する。 事業毎の経理は、事業担当者が所定の項目にまとめ、剰余金とともに事務局の経理担当に報告する。 る。

財務、経理に使用する項目は、事務局の経理担当が作成し、財務委員会の承認を得る。

第31条 (年度)

本連盟の事業年度、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第32条 (剰余金)

会計年度の終わりに剰余金が出た場合は、翌年度に繰り越すこととする。

第33条 (特別会計)

本連盟は、総会の決議を得て、特別会計を設けることが出来る。

第10章 表 彰

第34条 (表彰)

本連盟活動に貢献があった者への、表彰規定を別に定める。

第11章 附 則

この規約は昭和 年 月 日に施行する。

附則 1	(昭和 41 年 5 月 15 日)	この規約は、昭和41年度から適用する。
附則 2	(昭和 51 年 6 月 20 日)	この規約は、昭和51年度から適用する。
附則 3	(昭和 53 年 3 月 12 日)	この規約は、昭和53年度から適用する。
附則 4	(昭和 58 年 6 月 9 日)	この規約は、昭和58年度から適用する。
附則 5	(平成7年5月23日)	この規約は、平成 7年度から適用する。
附則 6	(平成 10 年 4 月 12 日)	この規約は、平成 11 年度から適用する。
附則 7	(平成 12 年 5 月 13 日)	この規約は、平成 12 年度から適用する。
附則 8	(平成 16 年 5 月 13 日)	この規約は、平成 16 年度から適用する。
附則 9	(平成 19 年 4 月 7 日)	この規約は、平成 19 年度から適用する。
附則 10	(平成 22 年 4 月 10 日)	この規約は、平成22年度から適用する。
附則 11	(平成 28 年 4 月 9 日)	この規約は、平成28年度から適用する。
附則 12	(平成 29 年 4 月 8 日)	この規約は、平成29年度から適用する。
附則 13	(平成 31 年 4 月 13 日)	この規約は、平成31年度から適用する。
附則 14	(令和2年5月1日)	この規約は、令和2年度から適用する。
附則 15	(令和3年5月1日)	この規約は、令和2年度から適用する。

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 個人登録会員規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規定は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟(以下、MMSCA と略称する)加盟団体に所属しない個人で、MMSCA の活動に賛同し、本連盟への登録を希望する者に関する事項を定める。

第2条 (名称)

本規定により、MMSCA に個人登録した者を「三重県山岳・スポーツクライミング連盟個人登録会員」 という。(以下個人登録会員という)

第2章 使命および権限

第3条 (使命)

個人登録会員は、MMSCA の定める諸規約諸規定を遵守し、MMSCA 所属会員相互の連携をはかり、登山技術の研究研鑽に努めて、安全で環境に配慮した登山文化の健全な発展、山岳スポーツの普及振興に寄与する使命を負う。

2 個人登録会員は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下、JMSCA と略称する) へ MMSCA 会員として登録される。

第4条 (権限)

個人登録会員は以下の権限を有する。

- 1) MMSCA が開催する事業へ参加すること。
- 2) MMSCA が定める諸資格を取得保持すること。
- 3) JMSCA が開催する事業へ MMSCA 加盟会員として参加すること。
- 4) JMSCA が定める諸資格を MMSCA 加盟会員として取得保持すること。
- 5) 個人登録会員は、MMSCA が定める役員に就任出来ない。
- 6) 個人登録会員は、MMSCA の代表として JMSCA、他上部団体、関係団体の役員に就任出来ない。

第3章 加入及び登録

第5条 (加入)

個人登録会員の MMSCA への加入は以下による。

- 1) 「三重県山岳・スポーツクライミング連盟個人登録申請書」に記入し、所定の登録料および初年 度年会費、JMSCA 登録料を添えて総務部長に提出する。
- 2) 「三重県山岳・スポーツクライミング連盟個人登録申請書」を別に定める。

第6条 (登録)

登録申し込みを受けた総務部長は、記載の事項を審議し、登録を行う。総務部長は新規に行った

登録を直近の理事会に報告する。

第7条 (年次登録)

個人登録会員の登録は年度を超えて継続される。

第8条 (登録の変更)

個人登録会員で登録事項に変更が生じた場合は、速やかにその内容を書面にて総務部長に提出するものとする。

第9条 (退会)

- 1) 個人登録会員を退会しようとする者は、その理由を記載した退会届を総務部長に提出する
- 2) 退会届を受理した総務部長は登録を抹消し、その結果を直近の理事会に報告する。

第10条 (除名)

個人登録会員で、次の各号に該当するものは、理事会の決議を経て除名できる。

- 1) MMSCA の規約に著しく逸脱した場合。
- 2) MMSCA の名誉を著しく毀損した場合。
- 3) 年会費を1カ年以上滞納した場合。

第4章 会費・年会費

第11条 (年会費)

- 1) 個人登録会員の年会費を一般2,000円、18歳未満1,000円とする。
- 2) 年度の途中で加入した場合も同額とする。

第12条(JMSCA 登録料)

- 1) 個人登録会員は年会費とは別に JMSCA 登録料を納付しなければならない。
- 2) 年度の途中で加入した場合も同額とする。

第13条 (納付期限)

- 1)入会金、入会年度年会費、および入会年度 JMSCA 登録料は、入会時に納付する
- 2) 年会費、及びその年度の JMSCA 登録料の納付は、毎年5月末日までとする。

第5章 附 則

この規約は平成 29 年 4 月 8 日に施行する。 令和元年6月26日 一部改訂(組織名称変更)

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 名誉役員規定

第1条 (目的)

この規定は、登山界の発展に多大な功績が有り、三重県山岳・スポーツクライミング連盟の隆盛に 貢献された、役員、個人を名誉役員に推挙し、その功績を顕彰することを目的とする。

第2条 (称号)

名誉役員として、次の称号を贈る。

- 1) 名誉会長 会長職にあって多大な功績を残した人
- 2) 名誉理事 本連盟役員として、多大な功績を残した人
- 3) 名誉委員 本連盟委員、または登録会員として、多大な功績を残した人

第3条 (委嘱)

名誉役員の推挙は、理事会、または加盟団体が行い、理事会が決議して、総会が承認する。

2 名誉役員の推載は本連盟会長が行う。

第4条 (員数・任期)

名誉役員に員数、任期は定めない。

第5条 (役割)

名誉役員は、本連盟の良識の師とし、理事会の要請があればその諮問に応じる。

第6条(権利)

名誉役員は、本連盟の公式行事に参加することが出来る。

令和元年6月26日 一部改訂(組織名称変更)

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 費用弁償規定

第1条 (目的)

この規定は、本連盟規約第28条の2に基づき、本連盟が開催する事業、および本連盟が認めて参加する行事に、出席する者の費用弁償について定め、適正な予算執行を図るものである。

第2条 (適応行事)

この規定を適応して、費用弁償する事業、行事は、次のものをいう。

- 1) 本連盟が主催し、または共催して実施する会議、事業。
- 2) 他団体が主催し開催する会議、事業で、本連盟の要請を受けて参加する行事。
- 3) その他本連盟運営に必要として、理事会において認められた行事。

第3条 (適応)

費用弁償の範囲は次による。

1) 旅費

旅費は公共交通機関を利用した場合、および車両での移動に適応し、通常の生活圏を越えた場合に支弁する。

旅費の支弁基準は公共交通機関の乗車、乗船料金、および車両で移動の際は車両1台毎とし、居住地から、目的地までの通常の往復経路の距離数(km)に、理事会で定める金額をかけて算出する。

2) 食費

通常の事業における食費はこれを支弁しない。ただし、宿泊をともなう行事で、主催団体があらかじめ食費を定めて開催する行事の場合は、その額とする。

3) 宿泊費

通常の事業における宿泊費用はこれを支弁しない。ただし、宿泊をともなう行事で、主催団体があらかじめ宿泊費を定めて開催する行事の場合は、その額とする。

4) 日当

本連盟が主催して開催する行事の日当は、これを支弁しない。ただし、行事開催に必要として 理事会が認めた派遣に対しては、これを支弁する。

日当の額は、拘束される時間、祝祭日、曜日を加味し、理事会が定める。

5) その他の費用

1)~4)に定めるものの他、保険料、消耗品、参加費、資料代等理事会が認めるものは、実費の範囲で支弁する。

第4条 (精算)

費用弁償額は、予め理事会が認めた方法で計算し、参加者が所定の様式に、証票を添付して請求 する。

令和元年6月26日 名称変更

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 登山部指導委員会規定

第一章 総 則

第1条 (名称)

当委員会は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟(以下、MMSCA と略称する)登山部指導委員会という。

第2条 (任務)

当委員会は MMSCA 登山部に所属し、同登山部が担当する職務のうち、登山指導に関する部分を 分担する。

第3条 (組織)

当委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のコーチ1(旧:指導員)(山岳、スポーツクライミング)、コーチ2(旧:上級指導員)(山岳、スポーツクライミング)、コーチ3(旧:コーチ)(山岳、スポーツクライミング)、コーチ4(旧:上級コーチ)(山岳、スポーツクライミング)および、MMSCA 山岳指導員、ならびに当委員会任務の遂行に必要として、委員長が推挙し、本人の承諾が得られた者をもって組織する。(以下山岳指導員という)

本連盟に所属する山岳指導員は、当委員会に所属しなければならない。

第二章 目的及び事業

第4条 (目的)

当委員会は、安全で楽しい登山文化の普及を目的とし、登山技術と知識の研鑽に努め、その普及を図るために、総合的かつ計画的な対策を樹立し、推進することを目的とする。

第5条 (事業)

当委員会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1) 指導員の養成、検定、研修及び指導
- 2) 登山技術・山岳スポーツの研究及び研鑽
- 3)海外登山の報告と情報提供、登山における医科学的知識の普及
- 4) MMSCA 連盟を代表して、関係機関への指導員の派遣
- 5) 関係諸団体と連携し、一般登山・山岳スポーツの普及、安全登山啓蒙及び指導
- 6)その他必要とみとめられる事業

第三章 役 員

第6条 (役員)

本委員会に次の役員を置く

1) 委員長 1名

2) 副委員長 若干名

3) 事業担当役員 若干名

委員長は、委員の互選によって推挙し、MMSCA 登山部の長が理事会に諮って承認を得る。 副委員長、事業担当役員は委員の互選により委員長が任命する。

第7条 (役員の任期)

役員の任期は MMSCA の役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

第8条 (職務)

- 1 委員長は、当委員会を代表し、当委員会の任務を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事業担当役員は、各事業の準備、実行に関し、長として運営を担う。

第四章 会 議

第9条 (会議)

会議は役員会、事業ごとの運営会議とする。

第10条 (役員会)

- 1 役員会は第6条に定める、委員長、副委員長、事業担当役員、事務局員で構成する。
- 2 役員会で以下事項を協議し、MMSCA 登山部の長が理事会に諮って承認を得る。
 - 1) 委員会規定の改正
 - 2) 事業計画、事業報告に関する事項

第五章 事業収入、経 費

第11条 (経費)

本会の事業収入、経費は、MMSCA 会計にて処理を行う

【付則1】この規定は、平成28年4月9日から施行する。

平成31年4月13日 一部訂正 令和元年6月26日 一部改正

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 山岳指導員規定

- 1 本規定では、三重県山岳・スポーツクライミング連盟(以下、MMSCAと略称する)山岳指導員(以下山岳指導員という)と、公益財団法人日本スポーツ協会のコーチ1(旧:指導員)、コーチ2(旧:上級指導員)、コーチ3(旧:コーチ)、コーチ4(旧:上級コーチ)(以下日本スポーツ協会コーチという)の三重県山岳・スポーツクライミング連盟での取り扱いについて定める。
- 2 第一章~第四章では、山岳指導員について、第五章では日本スポーツ協会コーチについて規 定する。

第一章 三重県山岳連盟山岳指導員

第1条 (山岳指導員)

山岳指導員とは以下の者をいう。

- ① MMSCA 登山部指導委員会(以下、登山部指導委員会という)が実施する MMSCA 山岳指導員 認定検定に合格し、登山部指導員会に登録した者。
- ② 指導員としてふさわしい、卓越した技術、経験と人格を備えていると認められる者で、本人了承 の上、登山部指導委員会が認定した者。

第2条 (名誉山岳指導員)

MMSCA 名誉山岳指導員とは、本規定第1条に定義する山岳指導員で、長年にわたり MMSCA および、登山部指導委員会の活動に貢献があった者で、本人が希望し、登山部指導委員会の推薦によって MMSCA 会長が認めた者をいう。

第二章 資 格

第3条 (資質)

山岳指導員は善良な市民としての資質に加え、安全で楽しい登山に必要な知識と技術を備え、登山文化の降盛に貢献できる人でなければならない。

第4条 (資格)

第一章第1条に規定する山岳指導員で、MMSCA 加盟団体、MMSCA および、登山部指導員会に登録した者。

第5条(責務)

- 1 山岳指導員は、指導者としての自覚をもって登山技術の研鑽を図るほか、登山者の指導とマナーの向上に努め、その範となって登山文化の隆盛発展に努めなければならない。
- 2 山岳指導員は、登山部指導員会に所属しなければならない。
- 3 山岳指導員は、MMSCA が行う行事および、所属加盟団体の行事に積極的に参加しなければならない。
- 4 山岳指導員は、所定の研修会に参加しなければならない。
- 5 山岳指導員は、研修会等で学びえたことを所属団体にて伝達・指導を行わなければならない。

6 他団体が主催するイベント等に MMSCA の「山岳指導員」の称号をもって参加する場合は事前 に指導委員長の承諾を得ること。

第6条 (資格の喪失)

- 1 山岳指導員で、正当な理由無く指導委員会の研修会、行事に参加しない者は、指導委員会役員会の諮問に応じ、指導委員長の決定によって資格を喪失することがある。
- 2 MMSCA 規約、規定に違反し、または所属加盟団体の規律に違反した者は、指導委員会役員会の諮問に応じ、指導委員長の決定によって資格を喪失することがある。
- 3 所属加盟団体への登録および、MMSCA への登録を行わない者は、資格を喪失する。

第7条 (資格の休止)

- 1 山岳指導員で指導員としての活動を休止しようとする者は、その理由を記した「指導員資格休止届け」に休止の期間を明記し、指導委員長に届け出るものとする。同届けを受け取った指導委員 長は、指導委員会役員会に諮り一定期間資格を休止することが出来る。
- 2 資格休止期間は5年程度とし、これを超える場合は再度「指導員資格休止届け」を提出するものとする。
- 3 資格休止期間は、指導員資格の経歴に加算しない。

第三章 認定検定

第8条 (認定検定)

MMSCA 山岳指導員認定検定は、登山部指導委員会が別途要項を定めて実施し、指導委員会役員会にて認定を行う。また、登山部長を通じて理事会へ報告する。

第10条 (受験資格)

- 1. 山岳指導員認定検定受験者は、下記項目に該当する者で、MMSCA 加盟団体長の推薦を受けた者とする。
 - ① 山岳指導員として活動の意志がある者。
 - ② 満20歳以上で上限は定めない。
 - ③ MMSCA 加盟団体の会員で、パーティ登山のリーダー経験・能力を有し、所属加盟団体の指導的な立場にあること。
 - ④ 四季を通じて三重県内の山域に登山でき、地域の登山者に指導ができる者。
 - ⑤ MMSCA 行事に参加し、指導、引率ができる者。
- 2. 受験者は検定申し込み時点までに、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下、JMSCAと略称する)、MMSCA、所属加盟団体が実施した、研修会、講習会、行事で、指導委員会役員会が認めるものに3回以上参加していること。
- 3. 研修会、講習会、行事は以下のものをいう。
 - ① JMSCA が実施する、登山技術、登山指導、遭難対策、捜索救助、自然保護、救急医療に 関する研修会、講習会、行事。
 - ② MMSCA が実施する、登山技術、登山指導、遭難対策、捜索救助、自然保護、救急医療に

関する研修会、講習会、行事。

- ③ MMSCA が実施する、登録会員および一般登山者向け行事の引率と指導。
- ④ 所属加盟団体が実施する研修会、講習会への参加および、行事の引率と指導。
- ⑤ 指導委員会役員会が指定した行事。

第四章 登 録

第11条 (登録)

- 1 山岳指導員は、MMSCA に登録しなければならない。
- 2 山岳指導員は、4年ごとに登録を更新しなければならない。
- 3 休止期間中の指導員は、特別な事情が無い限り、4年ごとに登録を更新しなければならない。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は速やかに指導委員長に報告しなければならない。

第12条 (登録料)

- 1. 新規に指導員登録するものは、以下の登録料を指導委員会に支払う。
 - ① 新規登録料 1,000円(新規登録時)
- 2. 名誉指導員および日本スポーツ協会スポーツ指導者は新規登録料を免除される。

第13条 (認定書)

MMSCA 山岳指導員は、MMSCA が発行する認定書を授与される。

第五章 (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の取り扱い

(公財)日本スポーツ協会指導者で、MMSCA を主たる活動の場として登録する者は、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者および JMSCA の諸規定に従うほか、本規定第一章~第四章の定めに従うものとする。

但し、第13条の MMSCA 認定証の発行は適用しない。

付則 本規定は、平成17年4月1日より施行する。

平成16年10月1日 一部改正

平成18年3月31日 一部改正

平成27年4月11日 一部改正

平成28年4月9日 一部改正

令和元年6月26日 一部訂正

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 競技部規定

第一章 総 則

第1条 (名称)

当部は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟(以下、MMSCA と略称する)競技部という。

第2条 (任務)

当部は MMSCA が統括する職務のうち、スポーツクライミング競技、登山競技に関する事項を分担する。

第3条 (組織)

当部は、MMSCAに加盟する団体の会員、個人登録会員のうち、競技運営、技術・審判と選手強化に携わる者をもって組織する。

第二章 目的及び事業

第4条 (目的)

当部は、三重県を主たる活動の拠点とする競技者の競技力向上を図り、安全な登山競技とスポーツクライミングの健全な発展に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

当委員会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1) 関係諸団体との連携
- 2) スポーツクライミングおよび山岳競技の指導
- 3) スポーツクライミングおよび山岳競技の研究と研鑽
- 4) スポーツクライミングおよび山岳競技選手の育成
- 5) スポーツクライミングおよび山岳競技の競技会の開催
- 6) スポーツクライミングおよび山岳競技に携わる役員の育成
- 7) MMSCA 競技部を代表して、関係機関へ委員の派遣
- 8) その他 MMSCA 競技部の目的達成に必要とみとめられる事業

第三章 役 員

第6条 (役員)

本委員会に次の役員を置く

- 1)競技部長1名2)競技副部長1名
- 3) 競技運営委員長 1名

- 4)技術・審判委員長 1名
- 5) 選手強化委員長 1名

競技部長、副部長は、競技部員の互選によって推挙し、理事会に諮って承認を得る。 競技運営委員長、技術・審判委員長、選手強化委員長、は委員の互選により競技部長が任命する。

第7条 (役員の任期)

役員の任期は MMSCA の役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

第8条 (職務)

競技部長は、当部を代表し、当部の任務を統括する。 競技副部長は、競技部長を補佐し、競技部長に事故ある時はその職務を代行する。 各委員長は、それぞれ各専門委員会を運営する。

第四章 会 議

第9条 (会議)

会議は役員会とする。

第10条 (役員会)

役員会は第6条に定める、競技部長、競技副部長、および専門委員長で構成する。

- 2 役員会で以下事項を協議し、競技部長が理事会に諮って承認を得る。
 - 1) 委員会規定の改正
 - 2) 事業計画、事業報告に関する事項

第五章 経 費

第11条 (経費)

競技部の経費は、上部団体交付金、MMSCA 分担金、事業収入、他をもって当てる。

第12条 (年度)

当部の会計年度は MMSCA 会計年度に準ずる。

【付則】

この規約は、平成29年4月8日から施行する。

令和元年6月26日 一部改訂

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 遭難対策委員会規定

第一章 総 則

第1条 (名称)

当委員会は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟(以下、MMSCA と略称する) 遭難対策委員会という。

第2条 (組織)

当委員会は、MMSCA 理事会の直轄組織とし、MMSCA 加盟団体から各々1 名以上の委員を選出して組織する。

第二章 目的及び事業

第3条 (目的)

当委員会は、山岳遭難事故防止に関する事業を推進し、かつ、加盟団体相互の連携をはかり、 MMSCA 会員並びにその家族が山岳遭難事故に遭遇した場合には相互扶助による活動を支援することを目的とする。

第4条 (事業)

当委員会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1) 遭難防止に関する啓発宣伝
- 2) 遭難防止対策の指導
- 3) 遭難原因の調査と報告
- 4) 関係団体との連携・情報共有
- 5) 加盟団体相互の連携と相互扶助活動

第三章 役員及び委員

第5条 (役員及び委員)

本委員会に次の役員、委員を置く

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 若干名
- 3) 委員 MMSCA 加盟団体から各々1名以上

第6条 (役員の選任)

委員長、副委員長は、MMSCA 正副会長・理事長が推薦し、理事会に諮って選任する。 委員は、MMSCA 加盟団体の会長・代表者および加盟団体が推挙する者とする。

第7条 (職務)

委員長は、当委員会を代表し、当委員会の活動を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。 委員は、所属団体において山岳遭難の予防及び加盟団体相互の連携をはかる。

第8条 (任期)

役員及び委員の任期は、MMSCA の役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

第四章 事業報告

第9条 (事業報告)

委員長は、理事会において定期的に活動報告を行う。

第五章 経 費

第10条 (経費)

本委員会の経費は、MMSCA 一般会計にて処理を行う。

第六章 相互扶助

第11条 (相互扶助)

MMSCA 会員並びにその家族が山岳遭難事故に遭遇した場合には MMSCA 加盟団体の代表者は、MMSCA 会長又は理事長に捜索等の支援活動を要請することができる。

第12条 (原因調査と報告)

支援活動を要請した MMSCA 加盟団体の代表者は、MMSCA 会長又は理事長に対して山岳遭難事故の原因調査と再発防止対策を報告する。また、報告書は理事会において情報公開する。

第七章 外部からの支援要請

第13条 (外部からの支援要請)

警察及び第三者など MMSCA の外部から山岳遭難事故等の支援要請が届いた場合には、 MMSCA 正副会長・理事長及び遭難対策委員長で協議のうえ、受諾の可否を判断する。 受託の場合は別途細則を定めて活動する。

付則

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

【様式1】

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 加盟申請書

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 会 長 様

(西暦)年 月 日役職名代表者氏名(印)

- 1. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟規約第22条に従い『加盟』を申請します。
- 2. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟規約第23条に従い『脱退』を申請します。
- 3. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟規約第24条に従い『休会』を申請します。
- 4. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟規約第24条に従い『**復帰**』を申請します。 (該当する申請番号を〇で囲む)

お取り計らいの程、よろしくお願い申しあげます。

団体の名称	
代表者の氏名	
代表者の郵便番号・住所	
自宅電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス (Email)	

申請に対する回答書

貴団体からの上記申請に対し、理事会で適否を審議した結果を ご回答申し上げます。

承 認・非承認 (どちらかを〇で囲む)

(西暦)年 月 日三重県山岳・スポーツクライミング連盟会 長 (印)

【別紙①】加盟団体年次登録用紙(例)

平成31年度	三重県山岳	(・スポーツク [・]	ライミング)連盟加盟	団体年次登録用紙	_		_
加盟団体名						提出日:	2019/03/**	
加重四种石								
会の所在地	三重県〇〇	市〇〇〇町〇〇	0000					
表者 (役職名)・氏名	()			1				
	,			J				
会の連絡先者氏名								
登録会員数	名							
(2019/04/01現在)	————	-						
会の役職	岳連代議員・役員	氏名(フリガナ)	氏名	郵便番号	住所	自宅電話番号	E-Mailアドレス	携帯電話番号
会長(会の代表)	リストから選択							
代表								
会の連絡先	団体選出理事							
事務局(会の連絡先)	団体選出代議員							
	役職理事					1		
	役職理事 監事							
	監事							
	監事							
	監事							
	監事							
	監事							
	監事							
	監事							

【別紙②】加盟団体登録会員一覧表(例)

	平成31年度(2		提出日	:											
	加盟団体名:					※黄色料	のみ記え	人して朝	告ください	۸,					
	会員数:		名												
				2019/6/	′5	加入の山岳	保険に0印								
No.	5名	フリガナ	性別	生年月日				血液型	郵便番号	住所	自宅TEL	自宅FAX	E-mailアドレス	携帯電話番号	携帯メールアドレス
1															
2															
3															
5															
6															
7						1									
8															
9															
10															
11															
12															
13					_										
15															
16						1									
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
25															
26															
27															
28															
29															
30									1			1			

【様式2】

三重県山岳・スポーツクライミング連盟 個人登録申請書

三重県山岳・スポーツクライミング連盟会長様

申し込み (西暦) 年 月 日 記入者氏名

- 1. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟へ『登録』を申請します。
- 2. 三重県山岳・スポーツクライミング連盟へ 『**退会**』を申請します。 (該当する申請番号を〇で囲む)

【個人情報】

フリガナ							
氏 名							
生年月日	西暦	年(昭和·	·平成	年)	月	日生	
現住所	〒						
電話番号	(自宅)	(‡	携帯・スマー	トフォン)			
メールアドレス	(自宅・パソコン))					
(Email)	(携帯・スマート	フォン)					
性別 ・ 血液型	(性別) 男性	• 女性	(血液型)		型 RH+•	RH—	
勤務先または	(名称)						
通学先の情報	(所在地)						
緊急時連絡先	(氏名・続柄)						
(家族•親族)	(電話番号)						

【登録内容・資格】該当する項目の□にレ点をご記入ください。

	種別	備考
口 一般	□ JSPO スポーツ指導者()	
□ 競技部	□ 選手(種目:)	
	□ 監督·指導者(種目:)	
	□ 競技審判()	
	□ 競技運営()	

- ※個人情報は、三重県山岳・スポーツクライミング連盟登録および必要な範囲でのみ使用します。 上記申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに事務局へご連絡ください。
- ※登録料の振込先

(金融機関)百五銀行 県庁支店 (口座番号)普通 56100

(名義)三重県山岳連盟 会長 根本幹雄

【様式4】

費用精算書

 提出日 (西暦)
 年 月 日

 精算者氏名
 (印)

行事名											
開催年月日	開始:	年	Ę	月	日 ~ 約	を了:			年	月	日
											参加者数
参加者氏名											名
											11
利用交通機関		公共交通	系機 関		2. 車両	制用		1	公共る	5.通機関	+2. 車両利用
該当欄の口にレ		<u> </u>			2. — III)	1.3713			- A/\-	人	1 Z. + PJ43713
	出発駅					目由	勺駅				
	経由駅										
1. 公共交通	一人あた	こりの乗車	車料金		名			円		名	円
機関利用	(複	数記入可	Γ)		名			円		名	円
	1	合計公	:共交通	通機関 交	逐通費						円
	出発駅					目由	匀駅				
	経由駅					台	数				
2. 車両利用	1台あたり	/走行距	雛(往復	夏) =			km		如小人	1台	あたり
2. 早间利用	1台あたり	丿走行距 は	雛km×	〈23円	=		円	月	料代金		円
	2) 合計車	「両交通	費							円
3. 会費·参加	名目							(e	. ∧ = I		
費・資料代等	(領収書流	5付)						(合計		円
4 0 4#	宿泊施設	设名							D A =1		
4. 宿泊費	(領収書流	5付)							合計		円
F フの仏典田	名目							Œ	-\ _ =1		
5. その他費用	(領収書流	\$付)							合計		円
		出張費月	用合計								P
* ご請求の費用は	-全動機即/	の長い	か 田 レ-	*++ァTi	5 李士才 必	_#* -^ =:	17/+	2411			П
* こ胡木の食用は 【振込先】 金融機		銀		支に		ソー記	-/ \ \/:	_CV`	0		
L級公元』 並融機 口座番		到区。	l J	又定	1						
日 <u>陸</u> 名義人											
【備考】	<u> </u>										
NIO 'J A											

(計 (
5日時
:6月2(
2019年
(総務部作成:
理事会提案要旨
19年6月度

4/h/l	文書番号	改定番号	最新改定日	改定方針	改定のポイントなど
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 規約	MMSCA-A001	REV13	2019/4/13	A.現状通り	・2019年4月総会で組織名称変更を承認
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 個人登録会員規定	MMSCA-B001	REV2	2019/6/26	B.改訂予定	·組織名称変更 ·第11条入会金の廃止 (現状:1,000円→変更後:0円) ·第12条年会費の金額変更 (現状:1,000円→変更後:一般2,000円、18歳未満1,000円)
三重県山岳・スポーツケイミング連盟 名誉役員規定	MMSCA-B002	REV1	2019/6/26	A.現状通り	・組織名称変更のみ
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 表彰規定	MMSCA-B003	REVO	2019/4/13	C.廃止予定	・功績表彰は、三重県(スポーツ功労賞、スポーツ優良団体賞など)または国 (叙勲・褒章)への推薦に移行することと、本規定は廃止とする。
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 費用弁償規定	MMSCA-B004	REV1	2019/6/26	A.現状通り	・組織名称変更のみ
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 登山部指導委員会規定	MMSCA-B005	REV2	2019/6/26	B.改訂予定	·組織名称変更 ·組織体系、役員、会議など全面見直し
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 山岳指導員規定	MMSCA-B006	REV6	2019/6/26	B.改訂予定	·組織名称変更 ·第3章認定検定の要件見直し ·第12条登録料(4年間)の廃止 (現状:1,000円⇒変更後:0円)
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 競技部規定	MMSCA-B007	REV1	2019/6/26	B.改訂予定	·組織名称変更 ·組織体系、役員、会議など全面見直し
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 競技部登録規定	MMSCA-B008	REV1	2019/4/13	C.廃止予定	・個人登録と一本化するため、本規定は廃止とする。
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 登山部遭難対策委員会規定	MMSCA-B009	REV6	2019/4/13		
三重県山岳・スポーツクイミング連盟 遭難対策委員会費用弁償規定	MMSCA-B010	REV1	2019/4/13		
【様式1】三重県山岳・スポーツクライミング連盟 加盟申請書	MMSCA-C001	REV1	2019/6/26	B.改訂予定	・加盟/脱退/体会/復帰を選択できるように文言を変更する。 (連盟規約第22条、第23条、第24条に対応) ・別紙① 追加(加盟団体年次登録用紙例) ・別紙② 追加(加盟団体登録会員一覧表例)
【様式2】三重県山岳・スポーツクライミング連盟 個人登録申請書	MMSCA-C002	REV1	2019/6/26	B.改訂予定	・廃止予定の競技部登録申請書「様式3」と統合 ・個人が保有する資格の有無・継続可否を確認する項目を追加。
【様式3】三重県山岳・スポーツクライミング連盟 競技部登録申請書	MMSCA-C003	REV0	2019/4/13	C.廃止予定	・個人登録申請書【様式2】と一本化するため、本規定は廃止とする。
[様式4]費用清算書	MMSCA-C004	REV1	2019/6/26	B.改訂予定	・組織名称変更 ・費用振込先の金融機関指定口座を追記 (金銭会計の明確化・合理化)

年度年次総会承

94NV	文書番号	改定番号	最新改定日	改定方針	改定のポイントなど
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 規約	MMSCA-A001	REV15	2021/5/1	総公議案承認	個人登録会員に関する事項について、 議案承認 ・ (第27条2項) 会員の登録 ・ (第29条2項・5項) 会費・登録料
三重県山岳・スポーツケライシング連盟 個人登録会員規定	MMSCA-B001	REV2	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツケライシング連盟名誉役員規定	MMSCA-B002	REV1	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツケライシング連盟費用弁償規定	MMSCA-B004	REV1	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツケライシング連盟 登山部指導委員会規定	MMSCA-B005	REV2	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツケライシング連盟山岳指導員規定	MMSCA-B006	REV6	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツクライミング連盟 競技部規定	MMSCA-B007	REV1	2019/6/26		
三重県山岳・スポーツケライミング連盟 遭難対策委員会規定	MMSCA-B011	REV0	2020/12/1		新しい遭難対策委員会の規定として2020年10月度理事会で提案し 2020年11月度理事会で一部修正のうえ承認された。
【様式1】三重県山岳・スポーツクライミング連盟 加盟申請書	MMSCA-C001	REV1	2019/6/26		
【様式2】三重県山岳・スポーツケライミング連盟 個人登録申請書	MMSCA-C002	REV1	2019/6/26		
[様式4]費用清算書	MMSCA-C004	REV1	2019/6/26		